

現場代理人の常駐義務緩和及び主任技術者の専任に係る取扱いについて

(令和7年2月1日改正)

本市では、当分の間、西予市建設工事請負約款第10条に規定する現場代理人の常駐について、下記のとおり緩和します。

1. 現場代理人の常駐緩和

- 西予市建設工事請負契約約款第10条に規定する現場代理人について、下記(1)又は(2)のいずれかの要件を全て満たす場合は、他の工事の現場代理人との兼任を認めるものとする。

【現場代理人の常駐義務を緩和する要件について】

(1) 現場代理人について他工事との兼任を認める場合

- ① 兼任する工事の設計金額が4,500万円（建築一式工事にあっては9,000万円）未満であること。ただし、変更契約により兼任工事のいずれかの請負代金額が4,500万円（建築一式工事にあっては9,000万円）以上となった場合は、この要件での兼任は認めない。
- ② 兼任する工事が3件以内であること。（ただし、西予市発注以外の工事又は主任技術者の専任に係る取扱いにより兼任が認められた工事と兼任する場合は2件までとする。）
- ③ 兼任する工事の現場間が30分以内に移動できる距離にあるか、全ての工事が西予土木事務所管内であること。
- ④ 発注者（監督員）と常に携帯電話等で連絡が取れる体制を確保でき、発注者（監督員）が求めた場合には、速やかに工事現場へ向かう等必要な対応ができること。
- ⑤ あらかじめ入札公告、仕様書等により兼任不可となっていない工事であること。
- ⑥ 低入札価格調査制度対象工事において、低入札調査の対象となった工事でないこと。

(2) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項の規定により主任技術者の兼任が認められた工事で、以下に掲げる要件を全て満たす工事

- ① 兼任する工事の当初又は変更後の設計金額が4,500万円（建築一式工事にあっては9,000万）以上であること。
- ② 兼任する工事が、現場代理人1人に対して2件以内であること。
- ③ 兼任する工事の現場間が10km以内であるか、全ての工事が西予土木事務所管内であること。

【手続き】

- 現場代理人を兼任する場合には、契約時に提出する「現場代理人、主任（監理）技術者等について（通知）」と同時に「現場代理人兼任届出書（様式1）」を提出すること。（ただし、西予市発注以外との工事と兼任する場合には当該発注機関に事前承諾を得たうえで提出すること。）

【注意事項】

- 上記要件を満たしていても現場の施工管理上、発注者が兼務を認めない場合があること。
- 兼任を認めた工事において、作業事故又は苦情等が発生し、その原因が施工管理体制の不備と発注者が判断したとき、兼任の解除を命じることとする。この場合、受注者は常駐することができる別の現場代理人を速やかに配置すること。
- 工期途中に現場代理人の兼任の内容に変更があった場合又は新たに西予市発注以外の工事と現場代理人を兼任することとなった場合は、同様の手続きを行うこと。

【適用時期】

- 令和7年2月1日から適用する。

【様式】

- 現場代理人兼任届出書（様式1）

2. 主任技術者の専任に係る取扱いについて

- 請負代金額4,500万円以上（建築9,000万円以上）の建設工事に配置される主任技術者の専任について、下記の要件をすべて満たす場合は兼任を認めるものとする。

【要件】

- ① 兼任する工事が西予市内で施工される工事であること。
- ② 兼任する工事が2件以内で、工事現場相互の間隔が10km以内であること。
※ 工事現場の相互の最も近い地点間の直線距離が10km以内の工事
- ③ 兼任する工事が監理技術者の配置が必要でないこと。
- ④ あらかじめ入札公告、仕様書等により兼任不可となっていない工事であること。

- ⑤ 低入札価格調査制度対象工事において、低入札調査の対象となった工事でないこと。

【手続き】

- 入札参加に際し、主任技術者の兼任配置予定している場合は、事前に「主任技術者兼任承認願（様式２）」を提出し、兼任の承認を得ること。（ただし、西予市発注以外の工事と兼任する場合には、当該発注機関の承諾を得たうえで提出すること。）落札後、主任技術者を兼任する場合には、「主任技術者兼任届出書（様式３）」を提出すること。

【注意事項】

- 現場代理人の常駐緩和に準じる。

【適用時期】

- 現場代理人の常駐緩和に準じる。

【様 式】

- 主任技術者兼任承認届（様式２）
○主任技術者兼任届出書（様式３）